

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となる疾病は 令和元年7月1日から **762疾病** に拡大します

新しく追加された疾病

- 脳動静脈奇形
- 海綿状血管腫（脳脊髄）
- 巨脳症－毛細血管奇形症候群
- 非特異性多発性小腸潰瘍症
- MECP2重複症候群
- 武内・小崎症候群

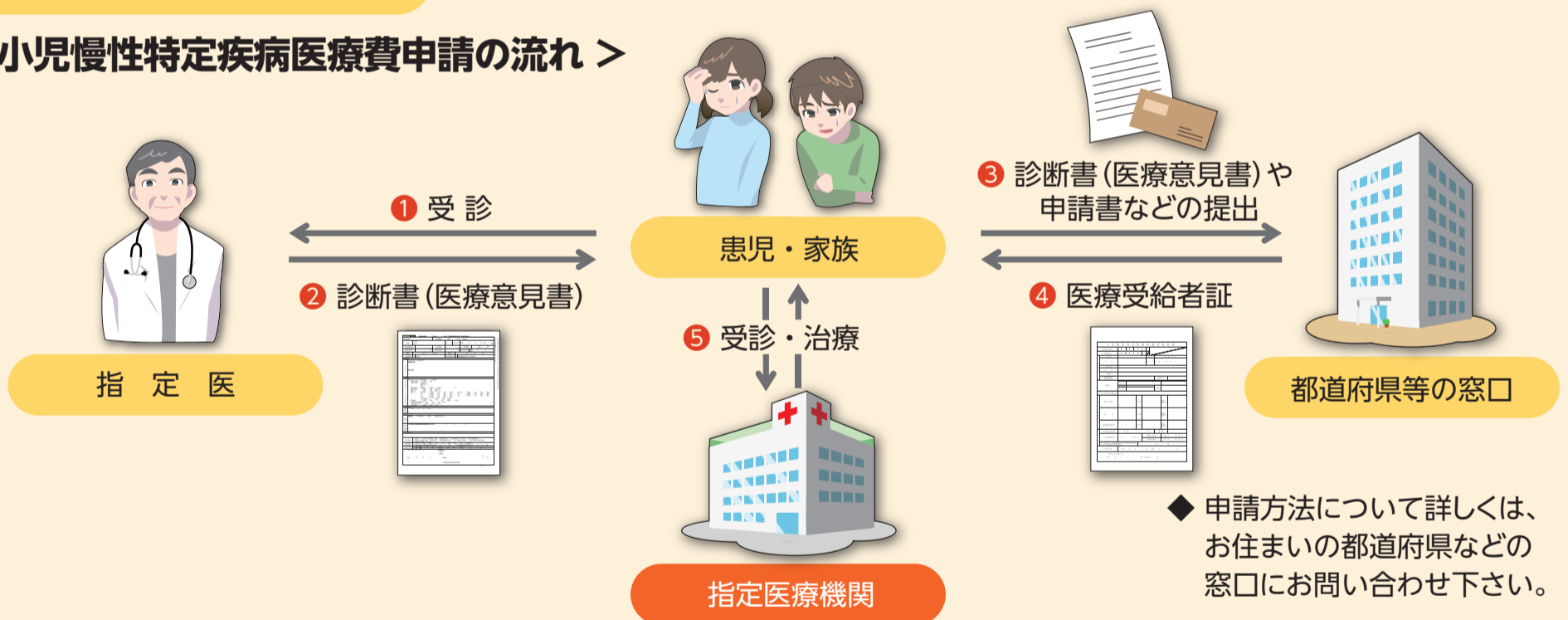
対象範囲が拡大された疾病

- スティーブンス・ジョンソン症候群（中毒性表皮壊死症を含む）

※医療費助成の認定を受けると、医療費助成の他に、
日常生活用具給付事業 や 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 の対象となります。

申請の流れと必要書類

< 小児慢性特定疾病医療費申請の流れ >



医療費助成の申請に必要な書類(1～5)

1	診断書 (医療意見書)	3	公的医療保険の被保険者証のコピー
2	申請書 (小児慢性特定疾病医療費支給認定用)	4	市町村民税の課税状況の確認書類
		5	世帯全員の住民票の写し

※都道府県等の窓口から申請者（保護者など）に対して、1 から5 以外の書類の提出を求める場合があります。

詳しくは…

「小児慢性特定疾病情報センター」 ウェブサイトをご覧ください。

小児慢性

検索

<https://www.shouman.jp/>

- ・ お住まいの都道府県、指定都市、中核市ごとの申請窓口
- ・ 都道府県ごとの指定医や指定医療機関
- ・ 小児慢性特定疾病の疾病概要や診断の手引き
などが掲載されています。